

いわき市コンベンション開催補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 一般社団法人いわき観光まちづくりビューロー（以下、「ビューロー」という。）は、本市の知名度向上と地域経済の活性化を図るため、市内においてコンベンションを開催する団体等に対する補助金の交付に関して、この要綱の定めるところにより、予算の範囲内でコンベンション開催補助金（以下、「補助金」という。）を交付するものとする。

(補助限度額等)

第2条 補助対象事業は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市外からの来客が見込まれる東北大会相当規模以上であって、かつ、市内延べ宿泊者数が50人以上の会議等の大規模コンベンションであること。
- (2) 産業の振興若しくは学術、芸術又は文化の向上に寄与するものであること。
- (3) 2日以上会期で開催されるものであること。
- (4) 国又は地方公共団体の主催又は共催事業でないこと。
- (5) 政治的又は宗教的活動を目的としたものではないこと。
- (6) 公序良俗に反するものでないこと。
- (7) 開催順序があらかじめ定められており、本市の開催順となり開催されるものでないこと。

(補助対象者)

第3条 この要綱において補助の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、コンベンションの主催者とする。

- 2 前条及び前項の規定にかかわらず、同条各号に掲げる補助対象事業についてその補助対象者がこの要綱に基づく補助金以外の補助金等（本市の補助金等に限る。）を交付され、又は交付の決定を受けている場合は、当該補助対象者に対しては、この要綱の規定による補助金は交付しない。

(補助対象経費等)

第4条 補助限度額、補助対象経費及び補助率は、別表に掲げるとおりとする。ただし、会長が特別の理由があると認める場合は、当該補助限度額、補助対象経費及び補助率をそれぞれ別に定めることができる。

- 2 補助金の額は、補助対象経費から国若しくは県による補助金の交付又は交付の決定を受けた額を

控除した額に補助率を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。）とし、補助限度額の額を限度とする。

（申請書の提出期日等）

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、「いわき市コンベンション開催補助金交付申請書」に次に掲げる書類を添えて、補助対象事業を行おうとする日前10日とする。

- （1）コンベンション開催事業計画書（第1号様式）
 - （2）コンベンション開催事業収支予算書（第2号様式）
 - （3）補助対象事業の開催要項又はチラシ等、事業内容がわかる書類
 - （4）前号に掲げるもののほか、会長が必要と認める書類
- （事業計画の軽微な変更）

第6条 会長が定める軽微な変更は、事業計画を実質的に変更するものでなく、その細部について変更するものとする。

（補助金の交付請求時期等）

第7条 補助金等交付請求書の提出は、事業完了後に行うものとする。

（実績報告及び添付書類等）

第8条 補助金の交付の決定を受けた者は、当該事業が完了したときは、コンベンション開催実績報告書、及び収支決算書はコンベンション開催事業収支決算書（第3号様式）に、次に掲げる書類を添えて、速やかに提出するものとする。

- （1）コンベンション開催事業参加者市内宿泊証明書（第4号様式）
 - （2）前号に掲げるもののほか、会長が必要と認める書類
- （補則）

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から実施する。

別表（第4条関係）

市内延べ宿泊者数	補助限度額	補助対象経費	補助率
50人以上 100人未満	100,000円	(1) 施設使用料（施設及び備品使用料）	補助対象経費の2分の1以内
100人以上 200人未満	150,000円	(2) 印刷製本費（ポスター、パンフレット、プログラム等の印刷経費）	
200人以上 300人未満	300,000円	(3) 広告宣伝費（新聞、雑誌、テレビ、ラジオ等への広告掲載費）	
300人以上 500人未満	500,000円	(4) 報償費（講師等への謝礼）	
500人以上 1,000人未満	700,000円	(5) 旅費（講師等の旅費）	
1,000人以上	1,000,000円	(6) 委託費（通訳・アルバイト等雇用経費、会場設営委託経費、催事等委託経費）	
		(7) 諸経費（通信・運搬費、消耗品費等）	